大学・研究機関が実施 すべきことがまとまって

輸出管理体制の例

なども掲載されています

のでご参考ください。

います。

# 安全保障貿易管理の要件化について①

- *(*〒 研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある技術などの研究成果等が軍事、懸念活動 を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- **(**テ 我が国では、外為法に基づき、輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や 技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
- **(一)科研費制度では、これまでも科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外為法に基づき規制されて** いる技術等の取扱いを予定されている場合には、当該法律や所属機関の規程等を踏まえ、安全保障 貿易管理体制や対処方法等を十分に確認すること を求めています。

### 令和7年度助成課題から、交付決定までに

- 外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認 及び、
- 提供の意思がある場合は管理体制の有無について確認を行います。

研究機関は、当該事務を行うために必要な体制の整備を実施してください。



# 安全保障貿易管理の要件化について ②

令和6年1月末のe-Rad改修により、安全保障貿易管理に関する機能として、機関の体制整備状況 の登録が可能となりました。これにより、科研費は令和7年度助成課題から以下の対応を予定しています。

## ○ 科研費における対応(予定)

- ① 事前登録【e-Rad】
  - ・研究機関は、e-Radの研究機関情報で安全保障貿易管理体制の整備状況を登録してください。



#### 研究機関の事前登録

e-Radの研究機関情報で以下のいずれかを登録

a: 未整備 b: 整備済 c: 整備中

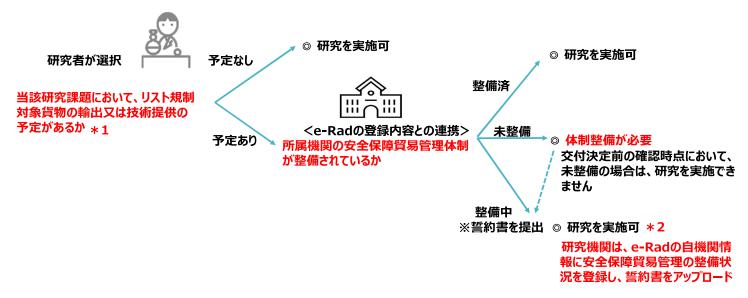


科研費電子申請システムに連携



## 安全保障貿易管理の要件化について ③

### ②交付申請(支払請求)時の確認 【科研費電子申請システム】



#### \* 1 リスト規制について

炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、 経済産業大臣の許可が必要となる制度

対象は、経済産業省のHP(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html)で確認できます。

\*2 安全保障貿易管理体制が整備中のまま研究を実施する場合

「リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う」又は「採択された安全保障貿易管理要件化対象の課題終了」のいずれか早い方までに、体制を整備済にしておく必要があります。